

(受理番号)	27-12	(受理年月日)	平成27年11月24日
	陳 情		
件名	安全保障関連2法の廃止を求める意見書の提出について		
要旨	<p>9月19日、参議院で安全保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）の採択が強行された。</p> <p>その後のどの世論調査でも、同法は違憲あるいは反対と答えている人が5～6割、政府は説明不足との回答は8割に上り、廃止を求める国民の運動もさらに大きく広がっている。</p> <p>安全保障関連2法は、集団的自衛権の行使、「戦闘地域」での武器や燃料などを補給する兵たん活動、戦争状態の地域での治安活動など、すべてが憲法第9条を踏みにじるものであり、多くの憲法学者、元内閣法制局長官、法律家らが、繰り返し「憲法違反」と述べている。</p> <p>日米両政府は、11月3日、8月の通常国会で暴露された内部文書どおり、平時から集団的自衛権行使に至る米軍と自衛隊の一体化や、「同盟調整メカニズム」の設置と運用で合意するなど、軍事態勢づくりを進めている。</p> <p>憲法第98条は、最高法規である憲法に反する法律は効力を持たないとしており、憲法違反の安全保障関連2法は廃止以外にない。</p> <p>戦後70年の今こそ、戦争への道を食いとめ、憲法第9条でアジアと世界に不戦を誓った平和国家としての歩みを進めるときである。</p> <p>については、国に対し、戦争につながる安全保障関連2法の廃止を求める意見書を提出されるよう陳情する。</p>		